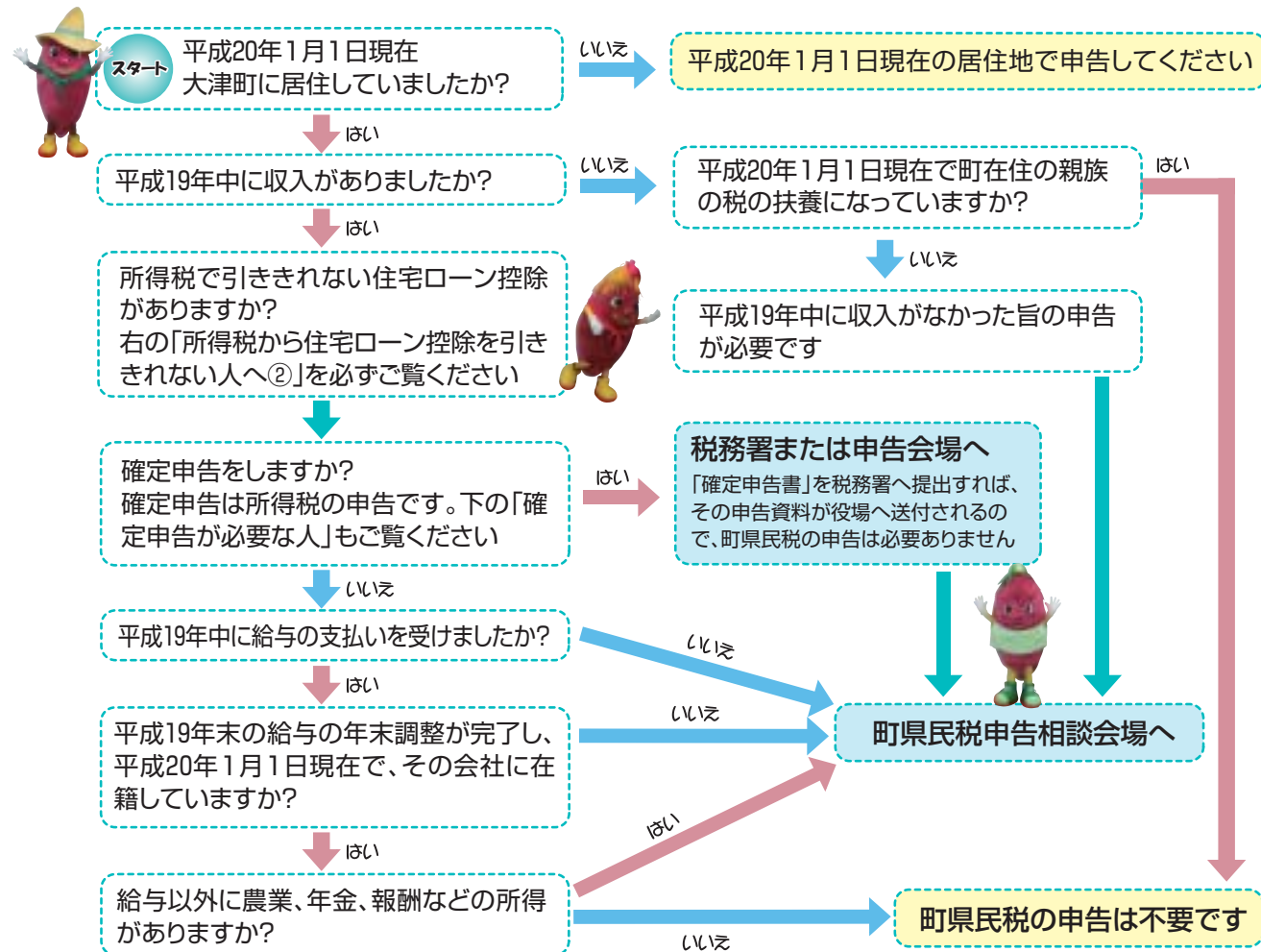


町県民税の 申告の準備は お早めに!

そろそろ町県民税の申告の時期がやってきます。
今月号では申告が必要かどうか調べてみましょう。

町県民税は、前年(平成19年1月～12月)の所得(収入から必要経費などを差し引いた金額)に基づき計算される、県や町に納める税金です。

申告期間：2月18日(月)～3月17日(月)(土、日を除く) 申告相談会場：町中央公民館2階 大会議室



ひとこと
確定申告の時期になりました。税務書類の作成を依頼する場合は、その人が正規の税理士であるか、よく確認してから依頼しましょう。税理士の資格のない人(いわゆる「にせ税理士」)が、税務代理や税務書類の作成、税務相談をすることは、税理士法で固く禁じられています。十分に注意を!

申告のための収支内訳書の作成を!
農業、営業、不動産所得などの申告には、必ず収支(収入金額と必要経費)内訳書の作成が必要です。また、その金額が確認できる書類(領収証など)も必要です。なお、収支内訳書の記入がない場合、申告ができないことがあります。事前に作成してください。

- 確定申告が必要な人**
- ★給与の年収が2,000万円を超える人
 - ★給与、退職以外の所得金額が20万円を超える人(20万円以下の人は町県民税申告が必要です)
 - ★給与を2ヵ所以上からもらっている人
 - ★昨年マイホームを住宅ローンで購入した人
 - ★多額の医療費を払って所得税の還付を請求する人など

年末調整とは?
会社などに勤める人が、1年間の収入や扶養などの控除で、給与から引かれている所得税を精算させる手続きです。会社の経理担当などが精算手続きを行い、払いすぎの所得税は還付され、足りない分は徴収されます。

所得税から住宅ローン控除を引ききれない人へ②

先月あらましをお知らせしましたが、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除は住民税所得割から控除できます。ただし、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年3月15日(平成20年は3月17日)までに申告が必要となります。

対象となる人	平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人が次の①、②のいずれかに該当する場合 ①税源移譲によって所得税が減少したため、住宅ローン控除可能額が所得税額を上回り、控除しきれなくなった。 ②税源移譲前から住宅ローン控除可能額が所得税額を上回り、控除しきれない分があったが、税源移譲でその控除しきれない分が大きくなった。
控除額	(次の①と②のどちらか小さい金額)－(税源移譲後の税率で算出した所得税額) ①所得税の住宅ローン控除可能額 ②税源移譲前の税率で算出した所得税額
申告方法	◎給与収入のみで年末調整をした人で確定申告をしない人 住宅借入金等特別控除申告書(※)に、源泉徴収票を添付して住民税務課へ提出してください。(2月12日(火)～3月17日(月)は申告相談会場(町中央公民館)へ提出してください) ◎確定申告をする場合 住宅借入金等特別控除申告書(※)を確定申告書とともに税務署へ提出してください。 ※正式には「町県民税道府県民税住宅借入金等特別控除申告書」です。申告書は、住民税務課窓口で入手するか、町ホームページでダウンロードしてください。申告相談会場にも準備しています。

今年の申告期限は3月17日(月)までです。

農業用機械の軽油引取税免税証の申請

農業用の機械に使用する軽油引取税免税証の手続きを行います。

- 受付日 1月17日(木)、18日(金) 午前9時～午後4時(正午から午後1時までを除く)(共同申請者を含みます)
- 場所 菊池地域振興局(菊池市)
- 必要書類

免税軽油使用者証の有効期限	軽油引取税の免税手続きに必要な書類(下記参照)
新規申請の人	①、②、④～⑥、⑧(④～⑦、⑧は事前に準備すること)
平成20年2月29日までの人	①～⑧(③～⑦、⑧～⑩は事前に準備すること)
平成21年2月28日までの人	⑧～⑩(事前に準備すること)

- ①免税軽油使用者証交付申請書
- ②誓約書
- ③免税軽油使用者証
- ④耕作証明書(農業委員会交付)
- ⑤免税機械の所有・使用証明書(市町村税務課交付)
- ⑥免税機械の写真(前後横の写真を1枚ずつ)
- ⑦印鑑(法人は実印、個人は認印可)
- ⑧免税証交付申請書
- ⑨免税軽油の引取り等に係る報告
- ⑩免税証交付申請書付表1
- ⑪免税証交付申請書付表2
- ⑫免税軽油所要数量計算明細書
- ⑬未使用の免税証
- ⑭申請者本人を確認する書類(運転免許証など)

※注意点など、詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ 菊池地域振興局 税務課 ☎0968(25)4124

固定資産税の償却資産の申告は1月31日(木)までに

平成20年1月1日現在で所有している償却資産を申告してください。償却資産とは、会社や個人で工場、商店、農業などを営んでいる人が、その事業のために用いる機械、器具、備品などの有形財産で、その減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得計算上、必要経費に算入されるものをいいます。

償却資産の種類と具体例

- 船舶
- 航空機
- 構築物(煙突、鉄塔など)
- 機械および装置(旋盤、ポンプ、動力配線設備など)
- 車両および運搬具(自動車税、軽自動車税に該当するものを除く)
- 工具、器具および備品(看板、陳列ケース、切削工具、家具、事務機器など)

(例)ミシンを家庭用で使用している場合は申告の対象になりませんが、縫製工場などで事業用として使用している場合には、償却資産として申告の対象になります。
※期限を過ぎて申告をすると、固定資産税の算定などに支障をきたします。必ず期限内に申告をお願いします。

税金をくみさらすの
vol.15
住民税務課
☎(293)3117